

酒類販売業の経営の改善等に関する 緊急措置法案の早期成立を求める意見書

我が国の経済が未だ低迷を続けるなかで、区内の中小・零細店舗経営者は大型小売店やスーパーとの低価格競争などで瀕死の状況にあります。

酒類小売業者においてもその状況は例外でなく、厳しい経済環境にあわせ、酒販免許制度の規制緩和により、廃業に追い込まれる店舗も増加傾向にあります。

さらに、酒販免許制度の規制緩和は、酒販の流通経路を大きく変え、大手酒造業者は業績が向上する反面、古から地域の歴史と文化を担ってきた小規模な造り酒屋は、軒並み売り上げの減少が続き、これまでの900軒が5年後には200軒に激減してしまうとされています。

また、この規制緩和は未成年者であっても簡単に酒類が購入できる実態があり、未成年者の健全育成を欠く事態も生じています。

現在、国会におきましては、酒販が与える社会問題を含め、経営の逼迫など一定の経営状況により、所轄税務署長が緊急調整地域に指定し、酒類小売業者と酒類小売販売所の免許に付与を制限する「酒類販売業の経営の改善等に関する緊急措置法案」が提出され審議されています。

本法案は、平成17年8月までの時限立法ではありますが、不景気と酒販免許制度の規制緩和により、二重の苦しみを強いられている酒類小売業者が一刻の猶予もならない状況から、早急な法案成立が急がれます。

よって、千代田区議会は、将来ある未成年者の健全育成及び地域経済の低下を防ぐ観点から緊急措置法案の早期成立を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成14年12月9日

千代田区議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
宛

